

指定事項の変更などの各種届出のご案内

1 指定事項を変更したとき

小田原市指定給水装置工事事業者に指定を受けた後、指定事項に変更が生じたときは、給水装置工事事業者指定事項変更届出書に、次の添付書類を添えて上下水道局に届出をしてください。

- (1) 提出書類 給水装置工事事業者指定事項変更届出書
 (2) 添付書類

変更項目	添 付 書 類					備考
		定款の 写し	履歴事項 全部証明 書	住民票	誓約書	
氏名又は名称	法人	○	○			定款の写しは直近のものを添付してください。住民票や履歴事項全部証明書等は、発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。
	個人			○		
住 所	法人	○	○			
	個人			○		
代表者	法人	○	○		○	
役員	法人		○		○	
事業所の 名称又は住所	法人					
	個人					
主任技術者の氏名 又は免状交付番号						

- ※ 1 氏名又は名称、住所、代表者の変更の場合は、「小田原市指定給水装置工事事業者証」（指定証）を差し替えて交付しますので、現在交付されている指定証をお持ちください。
- ※ 2 個人から個人への相続、個人から会社を設立、合併に伴う新会社設立、法人から法人への営業譲渡などの事業の継承を行う場合は、指定事項の変更でなく、指定廃止及び新規指定の申請を行ってください。

- (3) 提出期限 変更があった日から30日以内
 (4) 手数料 再交付手数料 2,500円
 社名、屋号、代表者、住所等の変更により、現在の指定証の再交付が必要になった場合に必要になります。

2 給水装置工事主任技術者の選任又は解任したとき

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから給水装置工事主任技術者を選任しなければならず、選任又は解任をしたときは水道事業管理者に届け出してください。届出を怠ると指定の取消しの事由にあたります。また、選任できない場合には、事業を休止するか廃止しなければなりません。

- (1) 提出書類 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
- (2) 届出期限
 - ① 給水装置工事事業者の指定を受けたとき →指定を受けた日から2週間以内
 - ② 選任した主任技術者が欠けたとき →当該事由が発生した日から2週間以内
 - ③ 上記以外のとき →速やかに提出

3 事業を廃止、休止、再開するとき

給水装置工事業の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、上下水道事業管理者に届け出してください。

- (1) 提出書類 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書
廃止及び休止の場合は、指定証を返納してください。
- (2) 提出期限
 - ① 事業を廃止又は休止したとき →廃止又は休止した日から30日以内
 - ② 事業を再開したとき →再開した日から10日以内

4 指定給水装置工事事業者証を紛失、汚損、き損したとき

給水装置工事事業者証を紛失、汚損、き損したときは、速やかに届け出してください。この場合には、再交付手数料が必要になります。

- (1) 提出書類 指定給水装置工事事業者再交付申請書
- (2) 手数料 再交付手数料 2,500円